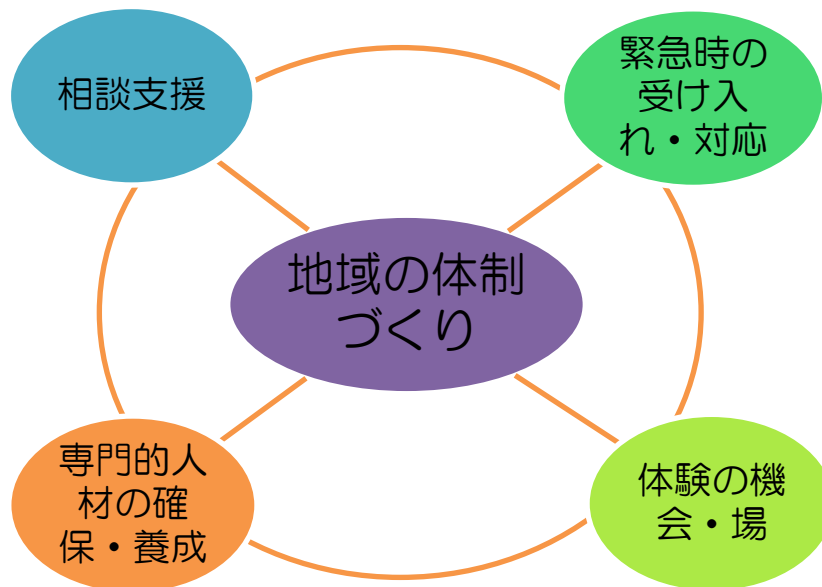


親亡き後を、親あるうちに…  
将来の暮らしを今のうちから…  
一人で考えるよりみんなの力で…

## ～ つるおか安心ネット ～

鶴岡市 地域生活支援拠点 はじめました



令和 4年 3月 作成  
鶴岡市健康福祉部福祉課（鶴岡市福祉事務所）

## ～地域生活支援拠点とは～

Q1：何のために、いつから始まったの？

A：障害者及び障害児(以下「障害者等」という)の高齢化・重度化または「親亡き後」を考え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、居住支援のための必要な機能を整備しました。鶴岡市では令和3年4月から運用開始しました。

Q2：拠点は誰が中心になって動いているの？

A：鶴岡市が設置し、障害者地域自立支援協議会における「相談支援部会」が窓口となって動きます。その中心となる事務局は、鶴岡市福祉課・各地域庁舎市民福祉課・鶴岡市障害者相談支援センター（基幹型）です。



Q3：誰が対象となるの？

A：鶴岡市に在住する障害児者（市内に住所をおく在宅の障害者等（手帳所持者、障害福祉サービス利用者、障害児通所支援利用者等）が対象です。

※地域で暮らす方の生活を守る視点から対象者を鶴岡市内の居住者に限定しています。

Q4：どんな形で、そして誰が支えてくれるの？

A：地域の複数機関が分担して機能を担う「面的整備型」という形でサポートします。

※鶴岡市では新たな建物を作るのではなく、今ある社会資源のネットワークでサポートするものです。※整備は、地域の実情に合わせて行われています。

Q5：どんな機能があって、それぞれ何をするの？

A：「1. 相談」、「2. 緊急時の受け入れ・対応」、「3. 体験の場・機会」、「4. 専門的人材の確保・養成」、「5. 地域の体制づくり」があります。

※5つの機能、そこに関わる支援機関が協力して支える形を形づくっていきます。



### 【①相談】

基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所が連携を図り常時の連絡体制を確保し、必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援（地域定着支援等）を行う機能



### 【②緊急時の受け入れ・対応】

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制、同居家族等の急病や障害者等の状態変化等が発生した際の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能



### 【⑤地域の体制づくり】

様々な分野・領域の関係機関が連携を図り、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を推進する機能



### 【④専門的人材の確保・養成】

障害者等に対し、医療的ケアや精神障害、行動障害等、専門的な対応ができる体制確保や、専門的な対応ができる人材を養成する機能

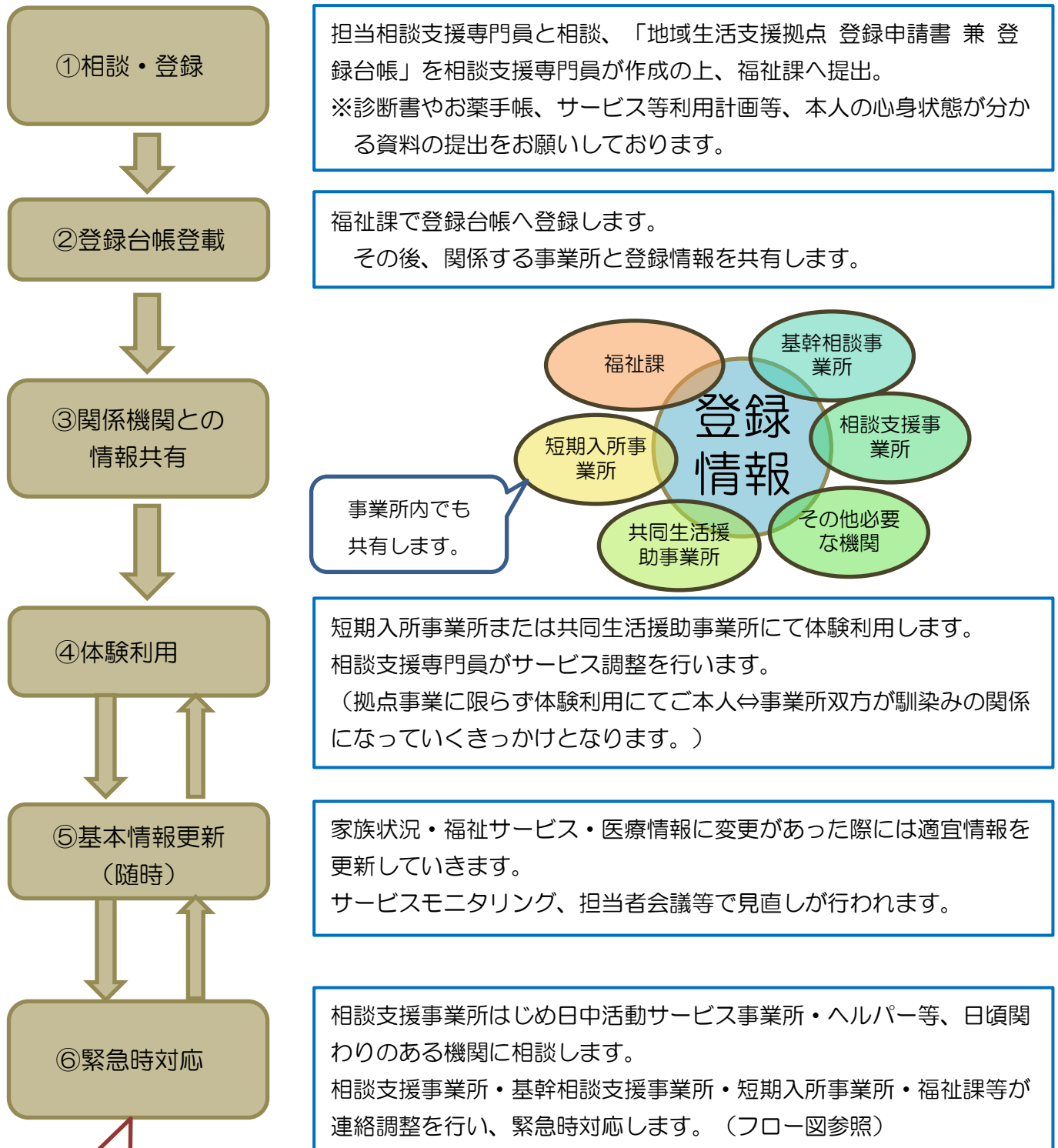


### 【③体験の場・機会】

地域移行支援や親元からの自立等にむけ、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

※拠点到整備においては、5つ全ての機能が揃った状態をもった「整備完了」ではなく、地域資源を有効に活用しながら機能を段階的に整備していくものです。

## 地域生活支援拠点事業登録、利用の流れについて



### ～緊急の判断について～

拠点事業における「緊急時の取扱い」について、鶴岡市では、以下のように定義します。

①・②のいずれかの条件を満たし、③の状況になった場合とします。

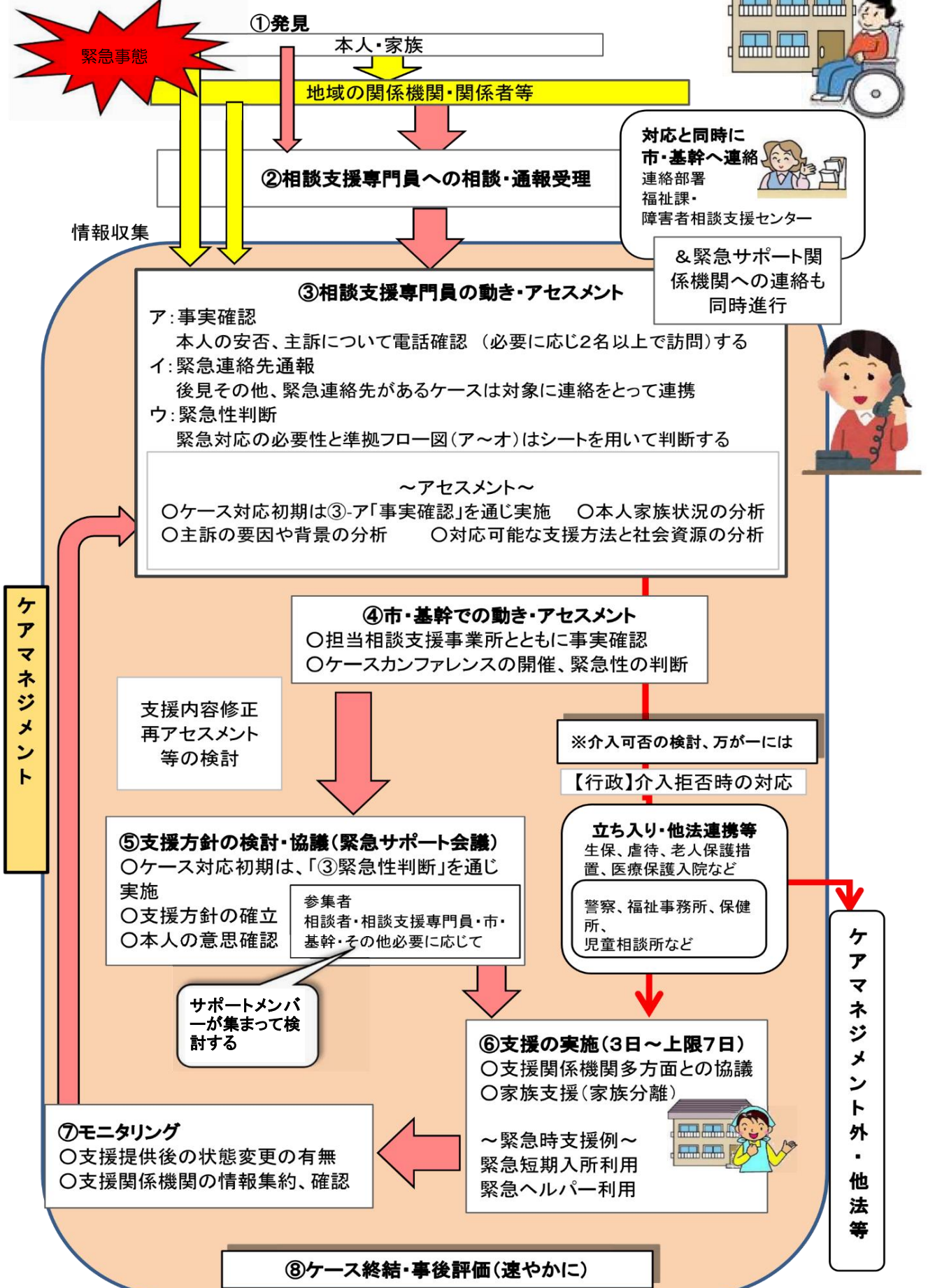
① **介護者の急病、入院や手術等により障害のある本人が居宅に一人**となる状況（家庭都合は非該当）

② 水道、電気、ガス等 **ライフラインが途絶え、居宅で過ごすことが出来ない**状況

③ 短期入所事業所や共同生活援助事業所等の調整をするも **空きなく利用できない場合**に、担当相談支援専門員が **鶴岡市福祉課及び基幹相談支援センターとの協議**を経て、生活の場所を調整した場合。

# 鶴岡市 地域生活支援拠点等事業 緊急対応 フロー図

ア. ショートステイ利用が見込まれる者(区分認定すでにあり)



※対象となる方の心身状況・環境等によりフロー図通りの支援とならない場合もあります。  
相談支援専門員と相談いただき平時から緊急時の備えをしていただければと思います。